

ごみ集積場所設置手続きについて

1. はじめに

集合住宅建設や宅地開発等を行う際は、ごみ集積場所の設置や利用について、市担当部署に相談のうえ、地元町内会等（町内会長・きれいなまち推進員等）への説明及び協議を行ってください。

※協議の結果、図面の変更など計画の見直しが必要となる場合がありますので、事業計画のできるだけ早い段階（建築確認申請前を目途に）に市までご相談ください。

既存の集積場所の利用が困難な場合

下記の手順で設置の手続きをお願いします。

既存の集積場所を利用できる場合

町内会と調整のうえ、掃除当番等の管理についての確認をお願いします。

2. 設置手続きの手順

①市担当部署との協議

【協議先】

- 盛岡地域
資源循環推進課
- 都南地域
資源循環推進課
- 玉山地域
玉山総合事務所
住民福祉課

＜設置位置について＞

- ・ごみ収集車の通行に十分な幅員があり、通り抜けできる道路に面していること。
- ・安全かつ効率的に収集作業を行うことができること。
- ・その他関係法令に反しないこと。

⇒詳細は市ホームページ（広報 ID 1057951）をご覧ください。

＜構造物について＞

- ・容量が利用世帯数（概ね 30 世帯程度の利用世帯数が見込めること。）に対して、適切であること
- ・生ごみ収集用の容器を収容できる小屋であること（都南地域のみ）

※協議の際は、位置図や構造図等の図面を持参の上、各窓口へお越しください。



詳細は
こちらから

②地権者との協議

ごみ集積場所としての土地利用の同意または許可について協議を行ってください。

③町内会等との協議

- ・きれいなまち推進員と設置および今後の管理方法について協議を行ってください。
- ・設置場所の近隣の方に設置の了解を得てください。

④設置工事に着手する

（町内会等が設置する際には、設置費用に対する補助制度があります。補助制度を利用する場合は、資源循環推進課に事前協議が必要です。）

⑤収集依頼に関する書類の提出（様式等については裏面をご参照ください。）

収集開始希望日の2週間前までに、窓口へ持参もしくは郵送で提出をお願いします。

各部署と調整後、収集開始日を連絡します。

【提出先】

- 盛岡地域：資源循環推進課
- 都南地域：資源循環推進課
- 玉山地域：玉山総合事務所 住民福祉課

3. 提出書類

収集依頼をする際は、下記の書類を提出してください。

- (1) ごみ集積場所設置届兼収集依頼書 ※
- (2) 位置図等
- (3) 設置するものの仕様がわかるもの（設計図・カタログ等）

※盛岡・玉山地域と都南地域では様式が異なります。様式は、各提出先の窓口で受け取るか、盛岡市ホームページからダウンロードするか of のいずれかの方法で御用意ください。

○ 様式のダウンロードページはこちらから

盛岡・玉山地域

<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/1036940/kankyo/gomi/1015307.html>

都南地域

<http://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/kankyo/gomi/1015309.html>



盛岡・玉山地域版



都南地域版

4. 問い合わせ先・書類提出先

【資源循環推進課】

〒020-8531 盛岡市若園町 2-18 3階

TEL: 019-626-3733

【玉山総合事務所 住民福祉課】

〒028-4195 盛岡市浜民字泉田 360

TEL: 019-683-3874

